

山形県多面的機能支払推進協議会事務処理規程

平成19年4月11日制定
平成20年4月 1日改正
平成23年3月29日改正
平成24年3月28日改正
平成25年4月 1日改正
平成26年4月 1日改正
平成27年9月 1日改正
平成28年8月 8日改正
平成30年8月 9日改正
令和 3年4月 1日改正
令和 6年4月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、山形県多面的機能支払推進協議会(以下「推進協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織 責任者)

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 一 事業計画の指導に係る事務 | 山形県土地改良事業団体連合会
地域支援室長 |
| 二 広域協定の指導に係る事務 | 山形県土地改良事業団体連合会
地域支援室長 |
| 三 対象組織の活動実施状況確認の指導
に係る事務 | 山形県土地改良事業団体連合会
地域支援室長 |
| 四 推進・指導に係る事務 | 山形県土地改良事業団体連合会
地域支援室長地域支援室長 |
| 五 その他推進事業の実施に必要な事項
に係る事務 | 山形県土地改良事業団体連合会
地域支援室長 |

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る山形県多面的機能支払推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る山形県多面的機能支払推進

協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

策4条 日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号)、日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2219号)、山形県多面的機能支払推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。